

「インドネシア会社法に関する報告書」の紹介

国際協力部教官

三浦康子

インドネシアは、約2億4000万人（中国、インド、アメリカ合衆国に次ぐ世界第4位）の人口を擁し、石油や天然ガスといった天然資源にも恵まれた、経済成長の著しい大国である。2012年の外国直接投資は前年比26.1%増の245億6470万ドルと、過去最高を更新しており¹、多くの日本企業が既に進出し、また進出を検討している。

インドネシア投資法上、インドネシアにおいて外国資本が営利目的の事業を行うためには、原則として、2007年に制定されたインドネシア会社法に基づいて、インドネシア国内において株式会社を設立する必要がある。そのため、会社法への理解は、進出を円滑に行うために不可欠の条件といえる。事業拡張を検討する企業についても同様である。このような事情に照らせば、企業関係者が容易にアクセスすることができる同法の概説書には、高いニーズがあるものと考えられる。日本企業の海外進出を支える環境の整備は、法整備支援の意義の一つであるから²、上記のニーズに応えることも、法整備支援活動を展開する法務総合研究所国際協力部の役割といえることができる。

このような観点から、法務総合研究所では、2010年からインドネシアに駐在し、企業に対する法的アドバイスの経験が豊富な福井信雄弁護士（長島・大野・常松法律事務所）に対し、「インドネシア会社法に関する調査研究」を委託した。

本報告書は、インドネシア会社法の条文の解説に止まらず、実務上の運用についても、同弁護士が実際に取り扱った案件や、他の弁護士からのヒアリングに基づき、詳しく言及されているほか、投資法、独占禁止法、資本市場法令等関連する法規についても触れられている。日本企業の担当者などが投資あるいは事業拡張を検討するに当たって、大いに参考になるものとする。

¹ JETRO（日本貿易振興機構）のホームページを参照した。

http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/stat_01/

² 平成20年に行われた海外経済協力会議において、法整備支援が、対象国とわが国との経済連携強化の点で大きな意義を有する支援であることが確認されているのは、その証左といえる。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaigai/dai13/13kekka.html>